

脱走米兵の取扱いについて

(昭43. 7. 11 丁捜一発第 452 号、捜一課長から管区公
保安部長、警視庁刑事部長、本部長、方面部長あて)

みだしのことについては、従来各都道府県警察においてそれぞれ処理してきているところであるが、都道府県警察相互の連絡を密にするとともに、その取扱いの適正を図る必要があるので、今後は次によることとしたから誤りのないようにされたい。

記

1 脱走米兵の定義

この通達で脱走米兵とは、合衆国統一軍法第85条脱走罪 (Desertion) または同第86条無許可外出罪 (Absence without leave; 略称 AWOL) を犯している刑事特別法第1条第3項の合衆国軍隊の構成員をいう。

2 逮捕要請が行なわれた場合の手配および報告

合衆国軍隊の現地憲兵司令官から書面により脱走米兵の逮捕要請が行なわれた場合には、それを受理した都道府県(方面)警察の本部長(警視庁にあつては刑事部長。以下本部長という。)は、別添様式によりその脱走米兵の立廻りが予想される地(全国という場合もありうる。)の本部長あて手配を行なうとともに、当庁および関係する管区警察局長あて報告すること。

3 逮捕要請の有無が不明またはそれが行なわれていない脱走米兵に関する情報を入手した場合の照会および報告

逮捕要請の有無が不明またはそれが行なわれていない脱走米兵に関する情報を入手した場合には、本部長は、ただちにもよりの米軍憲兵司令官に照会するとともに、当庁および管区警察局長あて報告すること。

4 脱走米兵を逮捕した場合の措置

逮捕要請が行なわれた脱走米兵を刑事特別法第18条により逮捕した場合には、ただちにその脱走米兵を米軍に引き渡すとともに、その旨を検察官に通報すること。

当庁あての報告については、2の場合と同様である。

脱走米兵の取扱いについての留意事項

- (1) 逮捕要請が行なわれている脱走米兵を確認した場合には、原則として日本側で逮捕すること。
- (2) 脱走容疑のある者を発見したときは、その者につき逮捕要請が行なわれていること

を確認のうえ逮捕すること。

脱走米兵であることが確認できない者については、米軍の法律執行員が到着する等によつてこれを確認できるまでの間、任意手段によりその者の監視を行なうこと。

(3) 米軍法律執行員に脱走米兵の身柄を引き渡したのちには、その脱走米兵の身柄を留置する権限がわが国の警察にないので注意すること。

(4) 脱走米兵についても、地位協定等の規定は、わが国にある米軍隊に所属する構成員のみに適用があるものと解釈運用されてきていることに注意すること。

なお、第3国または海上にある米軍隊に所属する構成員で休暇等のため来日しているものについては、在日中、在日米軍の指揮系統下にあると認められるかぎりこれらの規定は適用があるものと解釈運用されてきている。

(注) 脱走米兵に関する法律適用上の問題点については、本年1月発行の渉外犯通報

(甲) 第2号を参照されたい。